

市制110周年記念事業

豪華客船「飛鳥II」

三河港初寄港おもてなしイベント

東三河観光物産展 三河港モーターショー、小型船による港内クルージング、手筒花火放場(出海時)など、各種イベントを開催します。
とき 3月17日(金)午前9時〜午後6時
ところ 神野ふ頭7号岸壁(神野西町二丁目)
その他 飛鳥II船内の一般公開は実施しません。車でお越しの場合はライフポートとよはし駐車場(神野ふ頭町)をご利用ください。当日はライフポートとよはし、豊橋駅と会場を結ぶ無料シャトルバスを運行します。天候などにより内容を変更することがあります。詳細はホームページ、カモメリアフェイブック参照 **問い合わせ** みなと振興課 (☎34・3710)



飛鳥II (Photo by TSUNEO NAKAMURA)

■市民提案イベント ※イベント内容・申込方法など詳細はお問い合わせください

●参加料などが必要なもの ●申し込みが必要なもの

イベント名	とき/ところ	問い合わせ
リトルプレスサミット in 豊橋 手づくりマルシェと豊橋レトロ散歩 講演会・座談会●●	3月19日(日)[講演会]午前11時〜正午[座談会]午後1時〜2時[マルシェ・ギャラリー]午前10時〜午後3時/駒屋	ヒカリめがね編集部 (☎hikarimegane@gmail.com)
TOYOHASHI LOCAL IDOL FLOW 2017 春 ①ライブステージ・屋台 ②ライブステージ●	3月19日(日)①午前11時〜午後4時/豊橋駅南口駅前広場 ②午後3時〜9時/Club KNOT	NPOほの国プロジェクト (☎43・6039)
六条渦生きものカルタ大会●	3月19日(日)午後1時30分〜4時/前芝校区市民館	みなと塾 加藤 (☎090・5873・6679)
春のスティールパンコンサート カリブと日本の星空II●	3月19日(日)午後3時〜4時/視聴覚教育センター	視聴覚教育センター (☎41・3330)
He110記念 第11回定期演奏会	3月19日(日)午後6時30分〜8時/湖西市アメニティプラザ	つつじが丘ジュニアマーチングバンド (☎070・5644・6296)
多米町滝ノ谷ビオトープの自然環境調査・報告会●	3月26日(日)[パネル展示]午前10時〜正午[報告会]午後1時〜3時/市民文化会館	三河生物同好会 浅岡 (☎45・6711)

市民提案イベント

市民活動グループや団体・企業などが企画・実施する110周年記念事業「市民提案イベント」を紹介します。

情報ピックアップ

ご意見募集します
パブリックコメント
(市民意見提出制度)

豊橋田原ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書

問い合わせ 施設建設室(☎38・0777)

この方法書は、豊橋田原ごみ処理広域化計画に基づき推進している本事業について、環境保全の見地から実施する調査・予測・評価の方法を示したものです。

縦覧期間 3月28日(火)〜4月28日(金) **縦覧場所** 市役所環境政策課(西館5階・じょうほうひろば(東館1階)、ホームページほか **その他** いただいた意見や、それに対する市の考え方は、ホームページなどで後日公開します。個々の意見に直接回答することはありません

意見提出 5月12日(消印有効)までに意見、住所氏名(法人・団体の場合は所在地、名称、代表者氏名)、連絡先(電話番号やメールアドレス)を施設建設室(〒441-3125 豊栄町字西530 ☎46・7942 snisetsukensetsu@city.toyohashi.jp) ※様式は自由ですが、Eメールの場合はテキスト形式で提出してください

環境影響評価方法書に関する説明会
とき/ところ 4月14日(金)午後7時/資源化センター(豊栄町字西)、4月16日(日)午後2時/市役所東85・86会議室(東館8階)

豊橋田原ごみ処理施設整備事業に係る都市計画の概略の案を縦覧します
縦覧期間 3月28日(火)〜4月28日(金) **縦覧場所** 市役所環境政策課・じょうほうひろば、ホームページほか



障害年金制度をご存知ですか

障害年金とは、病気・ケガで生活や仕事などが制限されるようになった場合に受け取ることができる年金のことです。障害の原因となった病気やケガで初めて医師の診療を受けた日(初診日)に加入していた年金の種類によって「障害基礎年金」と「障害厚生年金」に分かれ、市では障害基礎年金の相談・受け付けを行っています。

■障害基礎年金の受給条件

次の全ての条件に当てはまる方が対象です。

①初診日の条件

初診日が、20歳以前、国民年金加入中、または60歳以上65歳未満(老齢基礎年金を受給している方を除く)で、日本国内に在住していること。

②障害認定日(※1)の条件

①の病気やケガによる障害の程度が、20歳に達したとき、または障害認定日に、障害等級の1級または2級の状態にあること。

③保険料の納付要件を満たしていること(初診日が20歳以前の場合を除く)

初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの年金の被保険者期間のうち、保険料納付済期間(保

険料免除期間、若年者納付猶予期間、学生納付特例期間を含む)が3分の2以上であること。ただし、初診日が平成38年3月31日以前の場合、この要件を満たさなくても、初診日の属する月の前々月までの直近一年間に保険料の未納がなければ納付要件を満たします。

※1 障害認定日とは、障害の程度をはかる日のことで、その障害の原因となった傷病の初診日から1年6か月を経過した日、または1年6か月以内はその傷病が固定した場合はその日をいいます。なお1年6か月以降に障害の状態が悪化し2級以上に該当した場合には、その時点から65歳の誕生日の前々日までに申請可能です(事後重症制度)

■障害等級と年金額

障害基礎年金が受けられる障害の程度(障害等級)は下表の通りです。身体障害者手帳などの基準とは異なります。

■障害基礎年金の障害等級と年金額

障害等級	障害の程度	障害の例	年間の年金額(平成28年度)
1級	身体の機能の障害や長期にわたる安静を必要とする病状または精神の障害により、自力ではほとんど日常生活を送れない程度	視力障害、聴力障害、言語機能障害、そしゃく機能障害、平衡機能障害、両上肢または両下肢の離断または切断、体幹機能障害、精神障害(統合失調症、うつ病、自閉症など)、知的障害、人工透析など	975,125円
2級	身体の機能の障害や長期にわたる安静を必要とする病状または精神の障害により、日常生活が極めて困難で、労働により収入を得ることができない程度		780,100円

障害基礎年金受給権者によって生計を維持されている子(18歳に到達する年度末までの子、または1・2級の障害のある20歳未満の子)があるときには、次の額が加算されます。
加算対象の子加算額
[1人目・2人目] 各年間224,500円
[3人目以降] 各年間74,800円

■障害年金の相談先

初診日に加入していた年金の種類など	相談先名称など
障害基礎年金	初診日が20歳以前、国民年金1号加入中、または60歳以上65歳未満の方
	初診日が国民年金3号加入中の方
障害厚生年金	初診日が厚生年金加入中の方
	初診日が共済組合など加入中の方

市役所国保年金課(西館1階 ☎51・2291)
豊橋年金事務所(菰口町三丁目 ☎33・4111)
各種共済組合など

■障害年金の相談先
障害年金の相談先は、左表の通りです。なお、相談の際は、初診日(初診の医療機関に電話などでお問い合わせください)が明らかだと円滑です。また、すでに障害者手帳などの交付を受けている方、年金手帳をお持ちの方は予めご用意ください。

問い合わせ 国保年金課(☎51・2291)